



にのみや

広報

昭和44年10月号 No.80

1969年10月1日発行 全世帯配布

発行所 二宮町役場
 神奈川県中郡二宮町二宮919番地
 電話 0463 (71) 0767 (代表)
 印刷所 二宮町(株)池田印刷所



10月10日は「体育の日」

秋晴の日。その日の朝早くからパンパンと、景気のよい打上げ花火の音とともに、9月21日、二宮・一色小学校では、秋の大運動会がにぎやかにくりひろげられました。子供たちはこの日をどんなに待っていたことでしょう。

10日は「体育の日」。スポーツというと、はげしい動きのある運動競技を想像し、とかく若い人や特定の人たちだけのもののように思われがちですが、スポーツは楽しむことが第一です。キャンプその他野外活動を含めた運動競技や身体運動をとおして健康で明るい生活をおくるようにしましょう。恒例の町民体育大会は10月5日(日)に二宮中学校で開催されました。

町の人口

(9月1日現在)

総人口	20,369人
男	10,143
女	10,226
有権者数	13,845
世帯数	5,133
面積	8.96 km ²
人口密度	2,273

秋の全国交通安全運動

10月6日～15日

- 正しい横断の励行
- 横断中の歩行者保護の徹底
- 子供と老令者の交通安全の確保
- 飲酒運転の追放



交通安全運動の一つとして、今年も秋の全国交通安全運動が行なわれます。

この運動の期間中重点的に実施するものとして交通安全事故防止の徹底、とくに歩行者の交通安全の絶滅を目標として歩行者、運転者、運転者の雇い主に交通安全に対する考え方、正しい交通のルールをみんなを守ることを目的としています。

◎追突事故が大変に多い

今年一月から六月までの間に、大磯二宮町内で発生した交通事故は二四九件です。その中で、追突事故は一〇四件、全事故の二四％となつています。県下では全事故の二六％と大変に多い数字となつています。

◎追突事故の起きやすい場所

横断歩道のある場所や、信号機のある場所に集中しています。横断歩道のある所や信号機のある所を通るときは注意してください。

◎追突事故防止は

運転者の自覚が必要です

追突事故の直接原因としては、運転者が車間距離を保たない、わき見、いねむり運転をする。運転操作に熟練していない、整備不良車の運転があげられると思います。

これらは、どれも普通法を守り、普通に注意して運転することによつて、防止できると思います。

◎前の車が急に止つても

追突事故を防ぎましょう

これに追突をさせないために必要な車間距離は次の通りです。

速度 時速km	最低車間距離
30	→ 15m
40	→ 20m
50	→ 25m
60	→ 30m
80	→ 80m
100	→ 100m

◎歩行者の飛び出し横断は追突のもと

追突事故の原因は歩行者にある場合が多いです。特に大磯二宮町内での交通事故で追突事故が多いという特異性は、歩行者が飛び出し横断したり無理な横断をするため、これを避けるために、急ブレーキをかけた車に、後の車が追突するという事故が少なくありません。道を横断するときは、車の直前直後の横断をしないこと、またスピードにもよりますが少なくとも五〇メートル以上の余裕をもつ

て手をあげ走ってくる車を止めるようにすることを守ることにより追突事故防止に大変効果があります。運転者のみなさん、歩行者のみなさんもお互いに、協力し合つて追突事故を防ぎましょう。

議会だより

九月臨時会から
一色小校舎
増築費増額

九月臨時議会は去る九月八日に開かれまして。

議案二件を審議、それぞれ原案どおり可決しました
—可決された議案—

◆一色小学校校舎増築事業工事は、鉄筋コンクリート三階建、二十教室（普通十七、特別三）が建てられ、当初より三千六百七十六万一千円の増額で、一億百三十万八千円となりました。渡り廊下、基礎工事、その他設計監理費及び事務費が含まれています。

◆町道三六号線（茶屋—川勾間）改良工事
延長約四〇〇米、巾員を六五米に拡張し、改良、アスファルト舗装をします当初より一千二十五万円の追加で二千二百三十五万円となりました。

季節だより



●目を大切に

夏のあいだ、プールから上がったとき、強い日射しの外出から帰ったとき、清水やホーサン水で洗っていた習慣も、涼風が立つとともについ忘れがちになります。紫外線の強い秋こそ、目を大切にいたわつてやらなければいけません。

日本は、世界的な近視国だといわれています。近視の発生原因はいろいろありますが、その第一にあげられるのは目の酷使です。学校近視ということばのあるように、在学中に近視になる人が多いようです。

十月十日を「目の愛護デー」と定めたのは十を「〇」と書いてまゆ毛と目の形に見たてたユーモラスな思ひつきです。

目の健康は、顔や手を常にきれいにしておくこと。ハンカチなどは清潔なものを用い、読書は正しい姿勢で、採光・照明には十分気をつけ、ときどき遠くを見て気分転換するようにしましょう。

総合で三位に入賞

第一回県消防水泳大会から

県と県消防協会

共催による第一回

県消防水泳大会は

九月七日午前九時

から鎌倉市営プー

ルに県下二十三市

町の消防職団員三

百五十六人が集つ

て行なわれました

防災救助活動の

中で、団体のチー

ムワークが必要な

ところから、今年

初めて市町対抗の

水泳大会が催され

ました。こうした

中で当町は団体活動の必要

を遺憾なく発揮し、堂々三

位に入賞しました。

結果は、横浜、相模原、二

宮の順でした。

当町の出場選手は▼五十

米救命艇操法―間島勝三郎

高橋邦夫▼五十米救助―掬

川捷、美濃島登▼百米自由

形、平泳―柏木孝夫▼百米

背泳―竹内幸一▼五十米自

由形―田中正治▼五十米平

泳―川口久二▼五十米背泳

―山崎彦明▼二百米リレー

関口邦夫、添田稔、橘川謙

司、越野哲夫▼三百米メド

レーリレー―竹内幸一、柏



消防水泳大会で活躍された方々

序の確立の精神を高めるこ
とを目的として定められた
ものです。

「胸はつて

法を守つて

暮らす日々」

◆ やみ酒を 追放しよう ◆

今年も「やみ酒をなくす
運動」が十月に、全国の国
税局や税務署で行なわれま
す。

やみ酒には「どぶろく」
や「ぶどう酒」のほか、「
密輸入酒」などがあります
密造酒は、不衛生的な所
で造られますので、身心と
もに害になります。法律に違反
する行為ですから、子供の
教育上にも悪い影響を与え
ますから、みんなでやみ酒
追放しましょう。

「法の日」週間

十月一日から七日までは
「法の日」週間です。法の
日は、国をあげて法の尊重
基本的人権の擁護、社会秩

木康伸、柏木孝夫

新土地税制 と譲渡所得 の説明会

◎総合課税(旧制度)が得か、

分離課税(新制度)が有利か◎

―納税者は自由に選択できる―

土地などの不動産を売却
したときは、譲渡所得と、
その年中の他の所得と合算
して税金がかかりますが、

来年からは、他の所得と分
離されることになりました
また売却代金で代りの資
産を買換する制度も、特定
のものを除いて廃止される
など、税法が大きく改正さ
れましたが、今年にかぎり
旧法、新法のいずれかが適
用されますので、みなさん
にとつて有利な方を選択

窓口メモ

結婚をしたとき

秋の結婚シーズンを迎え
て、婚姻届について……

◎わが国では、市区町村役
場に「婚姻届」をだすこと
によつて、はじめてふたり
は法的に「夫婦」となり
届出の日から効力を発しま
すので、なるべく早く届
出されるようおすすめいた
します。

◎「婚姻届」は、ふたり
の住所地、所在地またはど
ちらか一方の本籍地の、市
区町村役場にだすことにな
っています。

◎「婚姻届」を、二宮町
役場にだすとき……
○届出用紙は住民課の窓
口にあります。

①夫、妻とも本籍が二宮町
の場合……届書は一通
②どちらか一方の本籍が町

することができません。

税務署では、新しく変つ
た制度をくわしくお話しす
るため次により説明会を開
催しますので、おでかけく
ださい。

○日時 十一月十二日
午後一時

○場所 二宮町役会議室

外の場合……届書は二通

③ふたりの本籍が町外の場合……届書は三通

◎届書には、結婚の「証
人」として成年者二名が署
名押印をしなければなりま
せん。

○「未成年者」の婚姻届
には原則として親権者(父
母、養父母、後見人)の同
意が必要です。

○そのほかに用意してい
ただくもの

①本籍が二宮町外の人
は戸籍抄本(ひとり一通)

②夫と妻の印章(婚姻前
の姓のもの)

◎「婚姻届」の届書用紙
はあらかじめ住民課へとり
においてください。記入方
法などを説明いたします。

その際、戸籍抄本をご持参
いただければ、より具体的
に説明いたします。

◎結婚にともなう住所変
更の手続きもお忘れなく。

心配ごと相談室

10月6日(月)公民館
午前10時～12時
10月11日(土)百合が丘公会堂
午後1時～3時
10月15日(水)公民館
午前10時～午後3時

文化祭近づく!

展示作品を募集

○展示期間 11月2日～3日
○〃種目 絵画、書道、写真、手芸、工芸品、その他参考品
○申込期日 10月20日までに教育委員会へ所定の用紙で申込みのこと。
○出品点数 1人2点以内。グループ申込みは別に定める。
○その他 具体的なことは、教育委員会へ問い合わせください

―10月の納税―
町県民税第三期
納税は10月31日
納税はお早めに!

広報メモ



巡回県民相談

住民のみなさんが、生活の中で日頃思っている疑問相談などを、次のように行ないます。お気軽にご相談ください。

○月日 十月十七日（金）
○場所と時間
百合が丘公会堂
午前十時～十二時
午後一時～三時三十分

茶屋公会堂前巡回車
相談は、一般行政、法律交通事故、宅地建物、教育内職、その他の相談が行なわれます。

行政相談

十月十二日～十八日

道路、下水、環境衛生、公害、住宅、国税、恩給、年金、郵便、電話、生活保護など国の行政に関係あることでお困りのことはあります。役所に対する国民の権利

利益を守るために全国一斉に行政管理局の主催により「行政相談週間」がはじまります。
当町では、期間中次の行政相談を行ないますので、どうぞお気軽にお越しください。
○月日 十月十五日（水）
○場所と時間
公民館 午前十時～午後三時

赤い羽根に

ご協力を

今年も十月一日より全国一斉に共同募金が行なわれます。

この運動につきましては毎年みなさんの大きな協力により、こどものあそび場養護、児童福祉施設などの建物修理、おもちゃの購入台風などによる被害修理また被災者見舞など、あたった被災者として、いろいろな事業に使われています。本年も、各区長の協力を得、民生委員が各世帯に募金を行ないます。
また、街頭でも、婦人会の方々により、駅前、集会所、各種催しもの、その他の場所において街頭募金が行なわれますので、よろしくご協力ください。

保健衛生だより 1日保健所—献血—予防接種—健康診断

1日保健所
と き 10月24日
10.00～15.30
ところ 百合が丘公会堂

みなさん、保健所が近くにきます。
みなさんで、お誘い合せのうえ、どうぞおこしてください。

- ◎一般健康相談
血圧測定、尿（糖、たん白）検査の他健康に関するものは、なんでも
- ◎歯科相談
一般相談を午前10時～12時、乳幼児相談を午後1時～3時30分まで受け付けます。
- ◎栄養相談
キッチンカーによる栄養指導及び保健食、高血圧食について、その他栄養に関する相談をお受けします。
- ◎環境衛生相談
ねずみ、ゴキブリなど日常生活環境に関することについて、なんでもご相談ください。
- ◎乳幼児診査
○対象は、昭和43年5月1日～昭和44年4月30日までに生まれたお子さんです。
- ◎ガン検診
胃ガンは40才以上の方、子宮ガンは35才以上の方が対象です。受けた方は町衛生係へお申込みください。
- ◎追加結核検診
年1回行なうレントゲン検診を受けていない方は、みんな受けましょう。

あなたも愛の献血を

○現在けがや、手術また交通事故などにより輸血の必要が増すばかりです。
○あなたの健康な血液で、尊い生命を救いましょう。
○町では次の日程で、献血を行ないますのでみんなで献血いたしましょう。

月 日	実施場所	時 間
10月13日	公民館	10.00～12.00
〃	藤田電機前	13.00～14.00
〃	海の星幼稚園	14.30～15.00
14日	4号館ガレージ前	10.00～11.00
〃	中里中島バス停横	11.15～12.00
〃	二宮駅南口	13.00～14.00
〃	釜野江川商店前	14.30～15.30
15日	湘南金属前	10.00～12.00
〃	小沢兼吉商店前	13.00～14.00
〃	一色小学校	14.30～15.30

○献血を希望される方は、献血申込み用紙に住所、氏名を記入の上お申込みください。

小児マヒ生ワクチン

○対象 昭43・7・1～44・6・30までに生まれた赤ちゃん

投与日	会 場	実施時間
10月8日	公民館	後 1:30 ～ 2:50
9日	百合が丘公会堂	
10日	越地公民館	

○上記日程にこられない方は、必ず役場までご連絡ください

百日咳 シンデリカ 破傷風

○対象 昭44・1・1～6・30までに生まれた赤ちゃん。

月 日	会 場	実施時間
10月29日	百合が丘公会堂	後 1:30 ～ 2:50
30日	公民館	

一才児の健康診断

- 10月1日より、満1才になられたお子さんについて行なわれます。
- 対象 昭和43・10・1以降に生まれたお子さん。
- 該当者には、保健所から通知が行きますが、もし通知もれになつた方は、役場へご連絡ください。
- 日時その他は、1日保健所と同じです。

三ヶ月児の健康診断

- 対象 昭和44・5・1～6・30までに生まれた赤ちゃん。
- 対象となる方には、個人あてに通知をします。

月 日	会 場	実施時間
10月9日	百合が丘公会堂	前 10:30～11:50
28日	公民館	後 1:30～2:50